



第 45 号

令和元年8月1日

発行

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047

島田市中溝町1726-4

☎ 〈0547〉 36-8000(代)

FAX 〈0547〉 36-0830

HP [http://midorinet-](http://midorinet-makinohara.com)

[makinohara.com](http://midorinet-makinohara.com)



伊藤理事長から木村西関東土地改良調査管理事務所長（当時）へ謝辞



伊藤理事長（左から3番目）と
関係市の茶娘さん
（昼食会において）

目 次

- ・ 理事長あいさつ／通常総代会報告／理事長表彰 …………… 2
- ・ 平成29年度決算及び令和元年度予算／運営方針／県土連表彰 …… 3
- ・ 改良区の事業紹介（組合長会議／管理区分見直し／施設管理研修会） …… 4
- ・ 西関東土地改良調査管理事務所長あいさつ／事業完了報告 …… 5
- ・ 静岡県志太榛原・中遠農林事務所長あいさつ …………… 6
- ・ 事業紹介（機構関連事業／多面的機能支払）／施設補修の補助事業 …… 7
- ・ 農地転用等及び資格得喪の手続き／事務局からのお知らせ …… 8



理事長あいさつ

牧之原畑地総合整備土地改良区
理事長 伊藤 寿一

組合員の皆様をはじめ国、県、関係市の皆様には、日頃より当改良区の事業推進や運営に対しまして深いご理解とご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、本年5月、元号が平成から令和に改元されました。令和元年は、明治2年(1869年)中條金之助影昭率いる徳川藩士駿府新番組の同士が、勝海舟の勧めにより、牧之原台地の開拓事業を始めて150年の節目の年であり、かつての不毛の地を苦難の連続の中で開拓にあたった先人たちの努力により、今日の牧之原台地の茶園の礎が築かれました。

改元という節目のこの機会に平成の時代を振り返り、令和の時代における改良区の在り

方を述べたいと思います。

昭和から平成の時代は、茶栽培は台地上ゆえに「水」が乏しいことから、「牧之原台地へ水」の実現に向けて、国、県、関係市をはじめ関係農業者皆様のご理解、ご協力の下に国営事業、県営事業が推進され、今日整備された施設を利用した営農活動が可能となりました。この機会に国・県・関係市・関係者の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げます。

ところで、整備の時代であった平成が幕を閉じ、新たな令和の時代は、「施設の維持管理の時代」と捉えております。

しかし、長く続く茶価の低迷、傾斜地農地の耕作放棄地化や茶業従事者の高齢化など茶業を取り巻く環境は、年々厳しさを増している状況ではありますが、令和の時代においても「お茶」は、この牧之原台地を中心とする当改良区受益地の主要な農産物であり続けると確信しています。そこで、将来にわたり組合員の皆様が整備された施設を活用し、安心して水を利用した営農活動を営んでいただくことが当改良区の存在意義であり、そのため私たち改良区は、整備された施設を引き続き適切に維持管理していかなければなりません。

一方、末端施設は、経年劣化が進んでいることから、今後、施設を管理していただいている用水組合の皆様と協議調整の上、また、財源の確保を図りながら計画的な整備・補修にも着手して参りたいと考えております。

更に、当改良区受益地の圃場は、小区画で不正形な茶園や狭隘な農道が多くあることから作業効率を高める必要性や、今後求められている農業形態を視野に中核農家への園地の集積は急務な課題であると考え、国、県、関係市と連携協力を図り区画整理事業の推進を進めて参ります。

これからも組合員の皆様の付託に丁寧且つ迅速に対応出来るよう役職員一同更に業務に邁進していく所存でありますので、引き続き皆様のご理解ご協力をお願い致します。

平成30年度 通常総代会報告～全議案とも原案どおり可決～

平成30年度通常総代会は、平成31年3月27日(水)に島田市金谷夢づくり会館において開催されました。会議は午前9時30分より大関副理事長の開会挨拶で始まり、伊藤理事長からの挨拶の後に理事長表彰を行いました。続いて当日ご臨席をいただいたご来賓の方々からご祝辞をいただき議事に入りました。議事は、議長に菊川市の赤堀富洋総代が選出され、平成29年度決算関係及び平成30年度補正関係等で18件が上程され、議決案件については令和元年度予算関係を含む10件が上程され、全議案ともすべて原案どおり可決決定され、滞りなく終了しました。

総代会提出議案

- 承認第1号～7号 平成29年度 事業報告書、一般及び特別会計収支決算関係
- 承認第8号～15号 平成30年度 一般及び特別会計の補正予算(第1次～第3次)関係
- 承認第16号 会計細則の一部改正について
- 承認第17号～18号 農地転用取扱規程の一部改正及び決済金単価の改正について
- 第1号議案 定款及び規約等の一部改正について
- 第2～5号議案 令和元年度 一般及び特別会計収支予算関係
- 第6号議案 令和元年度 賦課金の徴収時期及び方法について
- 第7号議案 令和元年度 加入金について
- 第8号議案 令和元年度 金銭及び余裕金の預入先について
- 第9号議案 令和元年度 借入金について
- 第10号議案 附帯決議



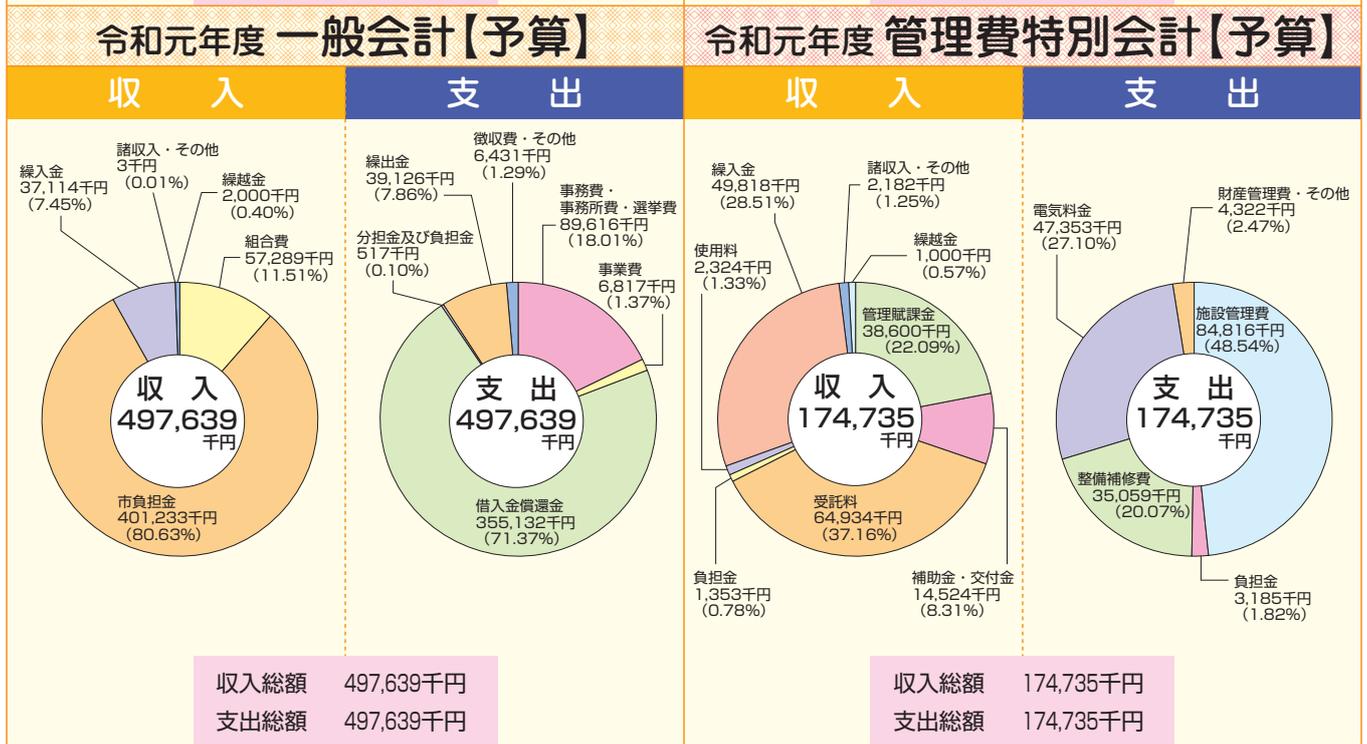
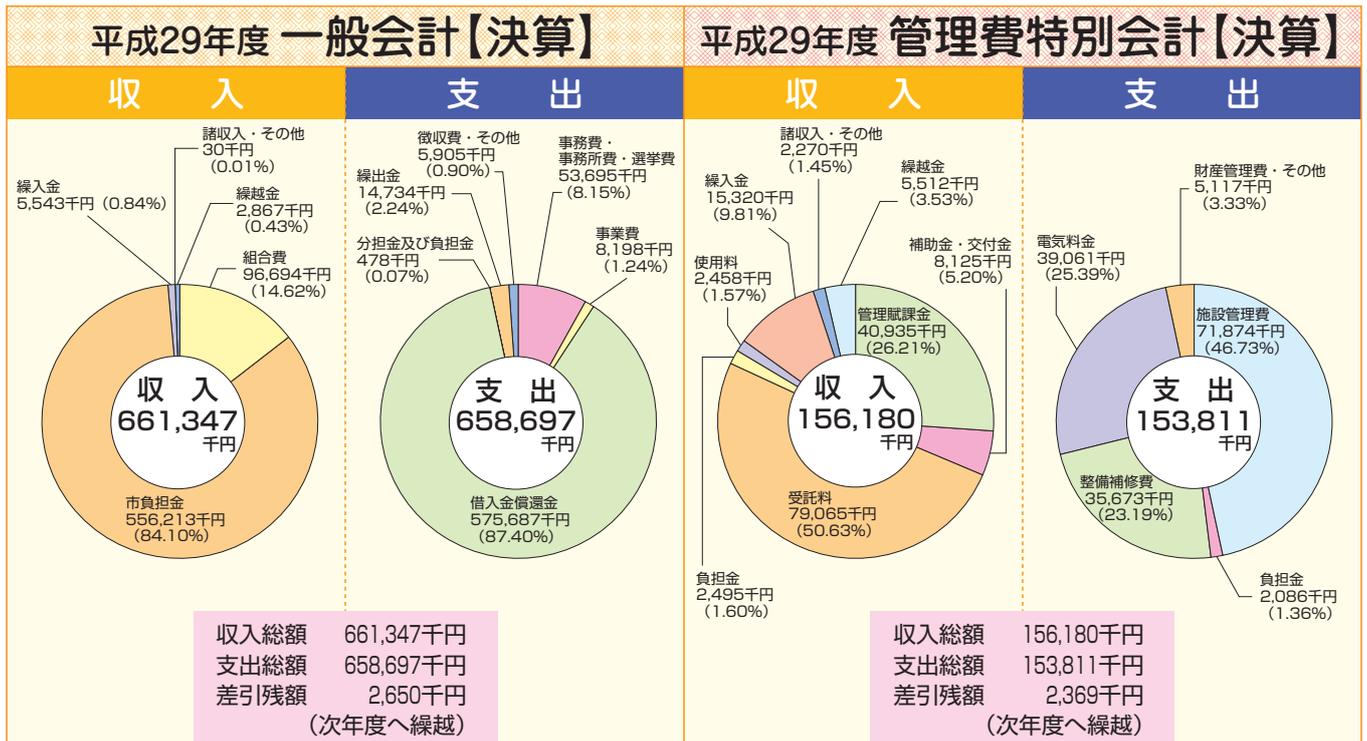
平成30年度 土地改良区理事長表彰

平成31年3月に開催された総代会において、当土地改良区表彰規程に基づき、15年以上水利施設の適切な維持に努め、その運営が他の模範となる組合に対して、その功績を称えて理事長表彰が行われました。

組合表彰 9組合 (順不同) ※畑地用水組合省略

- ・森ノ谷(金谷地区)・金谷26工区(金谷地区)・金谷下原(金谷地区)
- ・榛原34(榛原地区)・第6工区(掛川地区)・中山(掛川地区)
- ・東山口(掛川地区)・10-1中沢(菊川地区)・21-1上の畑(菊川地区)





令和元年度 土地改良区運営方針

令和元年度の運営方針は「闘う土地改良」のもと、4つの基本方針と主な取組は次のとおりです。

基本方針	取組み
施設の管理体制強化と用水の安定供給	県営末端施設の補修整備計画の策定
財政基盤の安定化と管理賦課金制度の周知	財政計画策定と賦課制度の説明資料作成
受益地の保持、水利権確保と耕作放棄地対策	区画整理事業推進と非農地化へ関係市と連携
組織運営の充実と用水組合との連携強化	用水組合への適切な助言・指導

県土地改良事業団体連合会 功労者表彰

平成31年2月1日(金)静岡音楽館A O Iにおいて開催された、静岡県土地改良事業団体連合会設立60周年記念式典の中で、土地改良功労者表彰式が執り行われました。当土地改良区からは染谷絹代副理事長(島田市長)が功労者表彰を受賞されました。この功労者表彰は、多年にわたり土地改良事業への貢献が評価されたもので、引き続き土地改良区の運営等に益々のご尽力・ご協力をお願いするところであります。

改良区の事業紹介

組合長会議の開催について

令和元年5月17日から6月3日までに7会場にて用水組合長会議を開催いたしました。

用水組合の負担軽減を図ることを目的に、土地改良区と用水組合が管理している「管理区分の見直し」を行い、これまで用水組合で修繕等のご負担をいただいていた流入施設について、令和元年度より改良区で修繕を行うこととします。

また、用水組合で管理していただいております施設について、より適切な管理をしていただけるよう規程の一部改正を行い用水組合の組合長さんを、これまでの「地区管理責任者」から「工区管理責任者」と名称を改め、日常の施設の管理業務に加え、近年異常気象による自然災害の発生が頻発化していることから、非常時の対応や、施設の老朽化に備えた、用水組合と土地改良区との連絡・連携、管理体制の強化を図るため、組合長さんに「工区管理責任者」の役割や業務内容等について説明させていただき、理事長から「委嘱状」の交付をいたしました。



用水組合長会議の様子

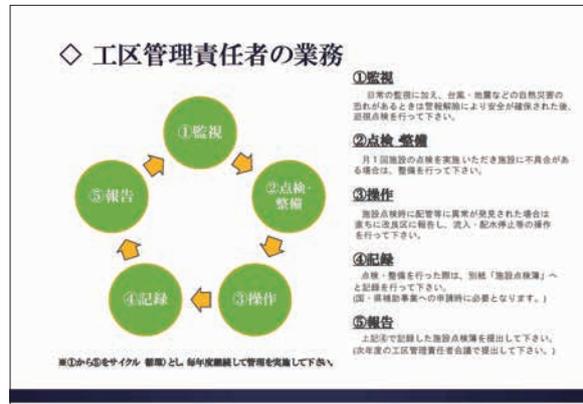
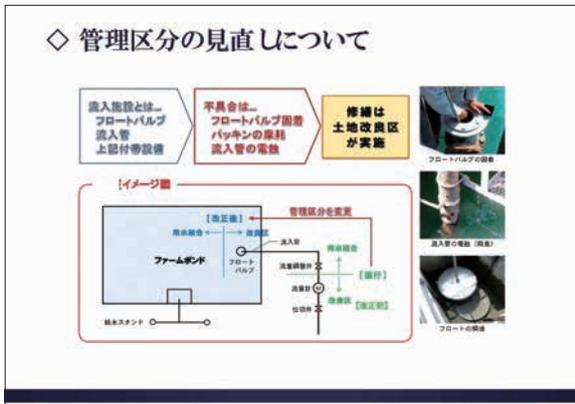


工区管理責任者への委嘱状交付

管理区分の見直し、工区管理責任者の業務について

茶価の低迷や離農などによる用水組合の厳しい運営状況を考慮し、土地改良区と用水組合が管理している「管理区分の見直し」を行い用水組合の負担軽減を図るため、これまで用水組合で修繕等のご負担をいただいていた流入施設について、令和元年度より改良区で修繕を行うこととしました。

日常の監視・操作・点検については、これまでどおり用水組合で行っていただき、不具合があった場合は、土地改良区へご連絡下さい。



施設管理研修会

平成31年1月25日に午前・午後の2回に分けて施設管理研修会を開催し、63工区を対象に66名の参加者に、ファームポンド流入施設の取扱いや清掃時の操作方法などを改良区から説明し、ポンプ設備点検方法については、ポンプ施工業者に講師となっておられ説明を受けました。本年度以降も施設管理研修会等を定期的に開催していきます。



流入施設操作方法について



ポンプ設備点検方法について



ごあいさつ

関東農政局
西関東土地改良調査管理事務所
所長 澤田 真之

4月1日付けで西関東土地改良調査管理事務所長を拝命しました澤田と申します。

出身は青森県青森市で、公務員になってからは東北、関東、北陸、東海、近畿で勤務をしてきましたが、静岡県勤務は今回初めてとなります。このため静岡県のことを知るために、掛川城の桜やとうもんの里、遠州横須賀三熊野神社大祭、牧之原台地の茶畑、御前埼灯台、浜岡砂丘、黒田家代官屋敷、せんがまちの棚田等、天気の良い休日にはなるべく外出することを心がけております。牧之原畑地総合整備土地改良区の皆様にも地域の農業、歴史、文化、食等、色々と教えていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、平成23年度より地域の基幹的な農業水利施設の長寿命化及び耐震対策等を目的として整備を進めてきた牧之原地区は、平成30年度までに全ての工事を完了し、当事業を担当しておりました牧之原特別監視支所も平成31年3月末をもって閉鎖させていただいたところですが、事業実施期間中における皆様のご協力に改めまして感謝申し上げます。

今後におきましては、適切な施設の運用や維持管理を牧之原畑地総合整備土地改良区の皆様に引き続きお願いすることとなりますが、施設の長寿命化に向けた調査や突発的な事故等への対応、あるいは、水利権に関する河川管理者との協議調整などにつきましては、当事務所において、静岡県、関係市、牧之原畑地総合整備土地改良区の皆様方と緊密に連携しつつ、責任を持って対応していくこととしておりますので、皆様の一層のご協力をお願いいたします。

牧之原畑地総合整備土地改良区の皆様のこの一年のご清祥と豊穰を祈念申し上げまして、挨拶の言葉とさせていただきます。

国営造成土地改良施設整備事業 ～特別監視制度適用「牧之原地区」～

関係市：島田市、掛川市、御前崎市、菊川市、
牧之原市
受益面積：5,145ha
事業内容(対象施設)：川口取水工、牧之原揚水機場
用水路92.4km、水管理施設
工期：平成23年度～平成30年度（8ヶ年）
事業費：20億1千9百万円

【川口取水工：堰柱部の扶壁設置（耐震補強）】



【幹線水路：防食対策】



表紙の写真

平成23年度より国営基幹施設の長寿命化のため実施しました「国営造成土地改良施設整備事業」の完了を記念して平成31年1月23日に関係者が集い、完了報告会が行われました。引き続き関係5市の茶娘さんの協力のもと、各市のお茶を堪能しながら、昼食会が催されました。関係者の皆様方に感謝申し上げます。



完了報告会の様子（平成31年1月23日開催）



ごあいさつ

静岡県志太榛原農林事務所

所長 望月辰彦

日頃より組合員並びに関係の皆様方におかれましては、農業農村整備事業の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年県内産一番茶の状況は春先の冷え込みで芽伸びが抑えられ、前年に比べて大幅な減産にもかかわらず、数年来の相場安は今年も変わらず、生産者にとって大変厳しいものとなりました。今後、生産者の意欲の減退や後継者確保への影響が懸念されるところです。

志太榛原農林事務所といたしましては、生産者の努力が所得の向上に結び付くよう「需要に応じた生産体制の確立」を重点プロジェクトとして設定し、「担い手への茶園集積・集約、基盤整備」、「ドリンク原料やてん茶等に対応した茶生産への支援」、「茶工場の経営体質強化」、「茶から柑橘等への転換」などに取組み、生産者の支援をまいります。

これらの茶産地の構造改革を図り、茶園の基盤整備を推進するため、平成29年度から県、牧之原畑地総合整備土地改良区、島田市、牧之原市、JAハイナンと連携して、「牧之原地域の茶園基盤整備に関する検討会議」を設置し、平成30年度からワーキンググループによる検討を重ね、モデル地区の選定・事業化に取り組んでまいりました。

これにより、本年度、牧之原市におきまして、県内初の農地中間管理機構関連農地整備事業静波地区が採択されました。今後も、改良区の皆様とも連携しながら、事業区域の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、土地改良区管理の幹線用水施設につきましては、供用開始後の時間の経過により、ファームポンド施設の故障、用水路の破損等の不具合が発生しております。今後は、改良区と調整を図りながらストックマネジメント事業等により、機能保全計画の策定、計画的な改修工事の実施により、用水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

ここ牧之原台地は、昔も今も世界に誇る大茶産地であります。意欲ある担い手が自信と誇りを抱いて生産に励むことができる活力ある牧之原地域を次世代に継承するため、関係する行政機関や土地改良区の皆様方と一丸となって、産地の強化に取り組んでまいりますので、これまで以上の御支援と御協力をお願い申し上げます。



ごあいさつ

静岡県中遠農林事務所

所長 森谷浩行

日頃より、組合員はじめ関係の皆様方には、農業農村整備事業の推進に御支援や御協力を賜り、誠にありがとうございます。

5月10日から12日まで「ふじのくに茶の都ミュージアム」を拠点に広域開催された「第7回世界お茶まつり春の祭典」では、明治2年から始まり150周年となる牧之原開拓の歴史が、牧之原開拓史の演劇公演や茶畑ウォーキング等により紹介され、新茶香る美しい茶園風景や数々のイベントを楽しむ多くの人々にぎわいました。また、11月7日から9日

まで、秋の祭典がグランシップで開催されます。近年、お茶をとりまく状況は厳しいものの、一方で有機茶、抹茶等新たな需要が国内外で伸びております。県では、これらのイベントを通じ、消費スタイルの変化に対応した新たな喫茶スタイルを提案し、魅力ある茶文化の発信と更なる需要の創出を図ってまいります。

中遠農林事務所では、「茶産地を支える継続性のある多様な茶業経営体の育成」を重点プロジェクトとし、「共同茶工場の体質強化」や「需要に応じた茶生産と販路拡大」、「茶園の集積と基盤整備」に取り組んでおり、本年度は、菊川市の古谷地区をモデル地区として乗用型茶園管理機の導入を可能とする基盤整備について検討します。今後も、土地改良区や市町等で組織されたプロジェクトチームにより、基盤整備に向けて経営体との意見交換等を行い、農地集積に応じて農家負担が軽減される国庫補助事業等を活用した、園地の区画整理や平坦地化等を戦略的に推進します。

また、担い手に集中する農地や農業用施設の維持管理作業を地域活動として行う組織を支援する「ふじのくに美農里プロジェクト（多面的機能支払交付金）」の取組拡大を進めています。長びく茶価の低迷や従事者の高齢化に加え、耕作放棄地の増加により施設の維持管理が人的・財政的に厳しさを増す中で、これまで畑地帯総合整備事業等で整備した畑地かんがい施設をはじめとする農業用施設等を地域で守っていくため、この事業制度を有意義に活用していただけるよう、当事務所では地域に対し丁寧な説明を行い、より一層の普及を図ってまいります。

今後も、土地改良区や当地域の皆様方、関係市と一丸となり、牧之原地域の農業の競争力強化、持続的発展に向け、経営基盤の確立・強化、担い手の確保・育成を図ってまいりますので、引き続き更なる御支援と御協力をお願い申し上げます。

農地中間管理機構関連農地整備事業

1 概要

農地中間管理機構は、農地の集積・集約化を促すために、借り受けた農地を農業の担い手に貸付を行うものです。農地中間管理機構が借り受けた農地のうち、基盤整備が十分に行われていない農地について、県が大規模経営や高度利用を可能とする区画整理等の生産基盤整備事業を行うことが出来ます。この場合は、貸借の農業者ともに基盤整備事業の負担金を求められませんが、以下の事業要件を満たす必要があります。

2 事業要件

- (1) 事業対象農地のすべてに、農地中間管理権を15年以上設定
- (2) 各団地の合計（事業実施範囲）が10ha以上で、かつ、各団地が1ha以上（平地）[中山間地は団地合計5ha以上、各団地は0.5ha以上]
- (3) 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手へ集団化
- (4) 事業完了後10年以内に事業実施区域の販売額が20%以上向上又は生産コストが20%以上削減

3 事業内容

- (1) 主たる事業 ①区画整理 ②農地造成
- (2) 付帯整備（主たる事業を実施する区域内のみで実施可能）
 - ①用水路・排水路 ②農道（耕作道） ③客土 ④暗渠排水 ⑤土層改良

4 補助率

	国 (%)	県 (%)	市町 (%)	農業者 (%)	備考
補助率	62.5	30.0	7.5	-	



静波地区営農状況



西原地区植栽状況

多面的機能支払交付金制度

農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動に支援を行うことを目的に、多面的機能支払交付金は制度化されました。平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施されています。

農業・農村は、食料生産のほか、県土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く県民全体が享受している一方、農村地域の高齢化、人口減少等により、農業者や地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じており、農用地、水路等の地域資源の保全管理に対する農業者の負担増加も懸念されています。

この交付金は、施設の補修や更新の他に耕作放棄地対策にも活用が可能（農業者のみの組織でも対象となります。）であり、牧之原地域内では、13組織1,400ha強で活動を行っています。

【牧之原地域内での活動事例】



F P 清掃



草刈り



施設の補修



パイプラインの修理

<交付金単価>畑の場合

- (1) 農地維持支払交付金 2,000円/10a
- (2) 資源向上支払交付金
 - (共同活動) 1,440円/10a
 - (施設長寿命化) 2,000円/10a

上記2つの事業のお問い合わせ先は、下記のとおりです。

- 牧之原畑地総合整備土地改良区 (TEL 0547-36-8000)
- 志太榛原農林事務所農村整備課 (TEL 054-644-9123)
- 中遠農林事務所農村整備課 (TEL 0538-37-2290)

土地改良区より 施設補修の補助事業紹介

現在、用水組合で管理されているファームポンド以降の施設については、設置後長い年月が経過している工区では、施設機器類の経年劣化による補修整備が必要となってきております。

土地改良区では、補修整備に係る組合負担を軽減するため次の補助事業を紹介しています。

詳しいことは土地改良区管理課へお問い合わせいただくか、水土里ネット牧之原のホームページ内『施設補修整備の補助事業について』をご覧ください。

○県単独農業農村整備事業

- ・土地改良事業で造成された機械設備の修繕。
- ・受益面積5ha以上で、整備補修費が50万円以上200万円未満の小規模な補修を行う場合。
- ・補助率：県が1/3負担 ※残り2/3が組合負担となります。

○土地改良施設維持管理適正化事業

- ・団体営規模以上の土地改良事業により造成された施設の整備補修。
- ・加圧機場に設置されている、ポンプ、電動機、電気設備等の整備補修費で200万円以上掛かる場合。
- ・補助率：国が30%、県が30%負担します。
- ※残り40%が組合負担となり5年間の返済となります。
- ・定期点検を実施していることが必要条件となります。



修繕した流入管

農地転用等及び組合員得喪資格の変更には手続きが必要！

●農地転用等するときに必要な提出書類

※令和元年度から様式が変わりました。

下記の場合に提出書類が、必要となります。

1. 宅地や店舗等に転用する場合
2. 公共用地（道路等）に転用する場合

●提出書類

1. 農地転用等通知書
2. 確約書
3. 資格得喪通知書



◇農地転用等通知書〔抜粋〕

年 月 日

牧之原畑地総合整備土地改良区理事長 様

農地転用等通知書

転用等組合員 住 所
氏 名 印

転用等関係者
(甲)転用者等 住 所
氏 名 印

(乙)その他 住 所
の権利者 氏 名 印

◇確約書〔抜粋〕

年 月 日

確 約 書

転用者等 住 所
氏 名 印

土地所有者 住 所
氏 名 印

締 結 者 住 所
氏 名 印

牧之原畑地総合整備土地改良区理事長 様

2. 確約事項
(4) 土地改良法第42条第2項の規定による必要な決議は、組合員又は転用者等が下記のとおり履行する。
ア. 必要な決済金 円
イ. 納 期 土地改良区の指示に従う。
ウ. 決済金の内訳
(7) 国政土地改良事業負担相当額 円
(8) 県政土地改良事業分担金 円
(9) 補助金返還相当額 円
(10) 農業基金整備資金等未償還債務額 円
(11) 維持管理費等 円

◇畑かん施工工区の転用等に係る確約書〔抜粋〕

平成 年 月 日

確約書（畑かん施設）

牧之原畑地総合整備土地改良区理事長 様
転用等組合員 住 所
氏 名 印

2. 確約事項

項 目	確 約 す る 内 容
畑地用水施設 の取 扱 い	畑地用水施設の取扱いについては、県志太棟原、中遠農林事務所のそれぞれ指示に従います。
補 助 金 返 還	補助金返還が生じた場合には、県の指示に従います。
農地転用等決済金	農地転用等決済金の納入については、土地改良区で指示された期日までに確実に納入いたします。
未 償 還 債 務	未償還債務がある場合の繰上償還については、土地改良区の指示に従います。
特 別 賦 課 金	未償還債務がある場合は、繰上償還が完了するまでの特別賦課金については期日までに確実に納入いたします。
畑地用水組合 組合の同意	畑地用水組合の運営については、全面的に協力します。 上記の確約事項を確認し、同意いたします。 名 称 畑地用水組合 組 長 印

●組合員資格得喪通知の提出が必要な場合



1. 農地の売買、贈与、交換など
所有権を移転したとき



2. 農地を農地以外に変更するとき
3. 経営移譲年金受給するとき

◎経営移譲年金を受給する場合(変更手続きが完了していませんと農業委員会に提出する「諸名義の変更等に関する確認書類」の手続きができません)

◎農地の売買、贈与、交換等の所有権を移転した場合 (様式-1)

組合員資格得喪通知書 (3条・18条第1項)

年 月 日

取 得 者 住 所
氏 名 印
生年月日

喪 失 者 住 所
氏 名 印
生年月日

◎農地を農地以外に変更した場合(農地転用等) (様式-2)

組合員資格得喪通知書 (農地転用関係等)

年 月 日

転用等組合員 住 所
氏 名 印

転用 者 等 住 所
氏 名 印

事務局からのお知らせ

事務局体制の改編について

本年度より事務局体制を、これまでの総務課・業務課・管理課の3課6係から、総務課・管理課の2課2係へ組織改編しました。そのねらいとして、改良区の業務は、施設の維持管理がこれまで以上に主要な業務となる中、組合員や用水組合運営の将来の姿を見据え、そこから見えてくる課題やニーズを的確に把握し、スピード感を持った対応が求められることから、必要な情報収集と適時適切な対応を図ることが出来る機動的で、柔軟な組織の構築を目指しました。

特別賦課金の繰上償還について

特別賦課金とは、各工区で実施した県営事業工事に伴う地元負担金のこととなりますが、用水組合等のご希望により繰上償還を行うことができます。

繰上償還を希望する用水組合等は、条件により繰上償還できない場合もありますので、事前に土地改良区までお問い合わせください。

申込締切は、繰上償還を希望する年度の前年12月末日になります。